

発議案第 3 7 号

郵便等による不在者投票の対象者を要介護 3 以上に拡充することを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	三 田 登
	同	堀 口 明 子

提案理由

国に対し、郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充することを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充すること
を求める意見書

郵便等による不在者投票制度は、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持し、特定の要件に該当する方や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護５の方が、自宅などから郵便等で送付し、投票できる制度である。

しかしながら、要介護１～４の場合であっても、投票所まで足を運べない方が多いのが実態である。

総務省が開催した投票環境の向上方策等に関する研究会の２０１７年６月の報告では、投票の意思があっても投票所に行けない在宅高齢者の投票環境の向上は重要な課題であるとし、郵便等投票の対象者について、要介護４はもとより、要介護３でも寝たきり等に該当する方が相当の割合に及ぶ実態があることや、選挙人等にとって分かりやすい制度とすべきであることから、要介護３全体を郵便等投票の対象とすることが適切であるとの考え方を示している。

本年１０月に行われた衆議院議員総選挙の投票率は５３．８５％で、３年前の選挙を２．０８ポイント下回り、戦後３番目の低さとなった。高齢化の進展とともに要介護者はますます増加することが見込まれるため、要介護３、４の方も郵便等投票が可能となるよう、制度を見直すことが急務と考える。

よって、本市議会は国に対し、郵便等による不在者投票の対象者を要介護３以上に拡充することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月２０日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
総務大臣様